

倉敷市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年6月12日(水) 午前10時00分から午前10時18分

2 開催場所 倉敷市役所 5階502会議室

3 出席委員 20人

会長代理 1番 難波 明朗 委員

会長代理 3番 福武 勝行 委員

委員

2番 吉田 幸夫 委員 4番 氏家 寿子 委員 5番 井上 保邦 委員

6番 阿部 省悟 委員 7番 諏訪 愿一 委員 8番 石井 守 委員

9番 菱川 修二 委員 10番 中野 恒夫 委員 12番 堀 幹宏 委員

13番 中西 公仁 委員 14番 三宅 勝 委員 15番 大村 孝志 委員

16番 野口 國治 委員 18番 白神 博之 委員 19番 山本 義弘 委員

20番 平井 正敏 委員 21番 矢野 秀典 委員 24番 小野 健児 委員

4 欠席委員

11番 花巻 修二 委員 17番 田邊 洋樹 委員 22番 難波 朋裕 委員

23番 岩田 英明 委員

5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

5番 井上 保邦 委員 16番 野口 國治 委員 19番 山本 義弘 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認
申請について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

報告第5号 農地法第5条の規定による届出の取り止めについて

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局次長 佐々木 輝幸 事務局課長主幹 吉井 正二 事務局主幹 成田 裕次

事務局主幹 中村 英樹 事務局主任 日下部 啓司 事務局主任 小野 政浩

事務局主任 小山 八穂子 事務局副主任 剣持 裕典

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

<p>事務局 佐々木次長</p>	<p>(開会 午前10時00分)</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから6月の総会を始めたいと思います。本日は、花巻会長の都合が差し支えるため欠席です。議長は福武会長代理に務めていただくことになっております。福武会長代理、議事進行をよろしく申し上げます。</p>
<p>福武会長代理 (以下「議長」)</p>	<p>ただ今から、令和元年6月の総会を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は20名です。在任委員24名の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。それでは、これより議事に入ります。</p> <p>まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。</p> <p>倉敷市農業委員会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
<p>各委員 議長</p>	<p>【異議なしの声】</p> <p>それでは、議席番号18番 白神 博之 委員、議席番号19番 山本 義弘 委員に申し上げます。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の成田主幹と、小野主任を指名いたします。以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>続きまして、議案審議に入ります。総会議案の1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 剣持副主任</p>	<p>【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明】</p> <p>剣持です。それでは説明させていただきます。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から4頁にかけて22件の申請がありました。権利の種類の内訳は、所有権移転が20件、使用貸借権設定が1件、賃貸借権設定が1件です。それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。</p> <p>【議案第1号、1番から22番について調査票をもとに説明】</p>

9番についてですが、譲受人は下限面積を満たしておりませんが、農地法施行令第2条第3項第2号に規定される、事由が「農業委員会のあるに基づく農地の交換により権利を取得しようとするものであり、かつ相手方の農地の面積の合計が、その交換による移転の結果、下限面積を下回ることとならないこと」の交換特例に該当するため、不許可の例外に該当します。

その他の案件につきましては別紙調査票のとおり問題のある案件はございませんでした。

今回の案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の22件は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員 **【異議なしの声】**

議 長 異議なしということでございますので、1番から22番について許可と決定いたします。

次に、5頁をお開きください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 **【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明】**

中村主幹

中村です。説明させていただきます。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、5頁に3件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】

今回申請のありました3件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。

また、許可意見とされた3件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

この3件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可のご意見でした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長	事務局の説明がありました。農地法第4条の規定による許可申請の3件については許可、とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第2号の3件は許可とします。</p> <p>次に、6頁をご覧ください。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 中村主幹	<p>【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】</p> <p>中村です。説明させていただきます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、6頁に3件の申請がございました。</p> <p>次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p>【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】</p> <p>今回申請のありました3件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。</p> <p>また、許可意見とされた3件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p> <p>この3件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	事務局の説明がありました。農地法第5条の規定による許可申請の3件については全件許可意見とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第3号の3件は許可と決定します。</p> <p>続きまして、7頁をご覧ください。</p> <p>議案第4号「農用地 利用集積計画 について」を議題とします。</p> <p>おそれいます、井上委員、野口委員、山本委員、に關係する案件があります。農業委員会等に関する法律 第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。</p> <p>(井上委員、野口委員、山本委員 退席)</p>

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局
小山主任

【 議案第4号「農用地利用集積計画について」の説明 】

小山です。それでは説明させていただきます。

議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、7頁から15頁にかけて47件の計画が、倉敷市農林水産課に提出され、農業委員会に協議がございました。

利用権の種類の内訳は、賃貸借が17件、使用貸借が30件です。

また、利用期間の更新は23件で、更新切れを含む新規は24件です。

今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地中間管理機構によるものが2件、農地所有適格法人によるものが4件、農地利用集積円滑化団体の仲介によるものが8件、その他は個人です。

面積は、農地利用集積円滑化団体による重複分を含めて143, 172.76㎡です。

そのうち農地中間管理機構によるものは2, 906㎡です。

借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。

議案第4号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、47件とも承認が相当と判断します。

なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明では、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、全件承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議 長

異議なしということでございますので、議案第4号は、全件承認といたします。

事務局、3名の委員に入室するように伝えてください。

(入室)

退席されていた3名の委員に報告いたします。

議案第4号は全件承認されましたことを報告いたします。

続きまして、16頁をご覧ください。

議案第5号「特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請について」を議題とします。

事務局
剣持副主任

事務局から議案の説明をお願いします。

【議案第5号「特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請について」の説明。

剣持です。それでは説明させていただきます。

議案第5号「特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請について」でございますが、16頁に1件の申請がありました。

「特定農地貸付」とは地方公共団体や農協および個人が行う農地の貸付けで、「特定農地貸付けに関する農地等の特例に関する法律」（以下法といいます。）第2条各号の要件を満たすものをいいます。

その内容としましては、

- (1) 一区画が10アール未満の貸付であること。
- (2) 営利目的でない農作物の栽培の用に供するための農地貸付であること。
- (3) 5年を超えない貸付けであること。
- (4) 相当数の者を対象に一定の条件で貸付を行うものであること。
- (5) 個人所有の農地をその所有者が貸し付ける場合は、市町村と貸付協定を結んでいること。

です。

本件は(1)から(5)の要件は満たしており特定農地貸付けに該当します。

これらの要件を満たす場合は農業委員会の承認を受けて貸付けを行うこととなります。

農業委員会は承認申請が提出された場合、法第3条第3項各号の4つの要件に該当すると認められるときは、承認することとなります。

4つの要件とは、

- (1) 特定農地貸付けの用に供する農地が、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、当該農地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。
- (2) 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が、公平かつ適正なものであること。
- (3) 貸付期間その他の条件、適切な利用を確保するための方法等が、特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものであること。
- (4) 特定農地貸付けの用に供される農地に所有権以外の権限に基づいて耕作の事業に供されているものでないこと。

以上4つの観点からご審議いただきます。

本件農地は市街化区域内農地で、18頁の位置図を見ますと、全体の形状はひし形で周辺をほぼ宅地に囲まれています。

下側の2辺は約4メートル幅の道路に面しており、軽四自動車で進入することができます。

今回の申請は全体の北側、面積にして約半分についてなされたもので、昨年11月に田から畑への農地改良を完了しています。

18頁に区画割を示した図がございますが、1区画が35㎡となっており、全部で11区画です。

17頁の特定農地貸付規程には、第4（貸付条件）の貸付期間は1年間、第5（募集の方法）は、チラシ、掲示等による一般公募、第7（選考の方法）は申込をした者の中から借受者を決定、とあります。

また、本件農地は所有者の自作地で貸借の対象とはなっていません。

以上のことから、法第3条第3項各号の要件を満たしていると考えます。
倉敷西地区協議会でご審議いただきましたが、異議なく承認との事でした。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明では、議案第5号について」は、承認意見とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員 **【異議なしの声】**

議 長 異議なしということですので、議案第5号は、承認といたします。

審議案件は、以上で終わりました。
ここからは、報告案件です。
報告第1号から、報告第5号までを、事務局で一括して説明・報告をお願いします。

事務局 **【報告第1号から第5号について説明・報告】**

成田主幹

成田です。説明いたします。
19頁をお開きください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、19頁から24頁にかけて27件の届出がありました。
本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。

次に25頁をお開きください。

報告第2号 「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、25頁から26頁にかけて8件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に27頁をお開きください。

報告第3号 「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、27頁から36頁にかけて45件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に37頁をお開きください。

報告第4号 「農地法第18条の規定による通知について」でございますが37頁から38頁にかけて9件の通知が農業委員会に提出されました。

以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、

	<p>2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。</p> <p>次に39頁をお開きください。 報告第5号「農地法第5条の規定による届出の取り止めについて」でございますが39頁に1件の取り止め届が農業委員会に提出されました。</p> <p>報告案件については以上です。 ご確認のうえ、ご承認をお願いします。</p>
議 長	<p>事務局から報告がありましたが、ただいまの報告案件について、なにかご質問がありますか。</p>
各委員	<p>【質問なしの声】</p>
議 長	<p>ご質問がないようですので、報告第1号から報告第5号についてはすべて確認、了承いただきました。</p> <p>ありがとうございました。 以上で、すべての審議、報告が終わりました。 事務局から何かありますか。</p>
事務局 佐々木次長	<p>【事務局から連絡事項を伝える】 事務局から連絡事項をお伝えします。 (次回総会の日程案内) 以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。 皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。</p> <p>次回総会は7月10日(水)です。</p> <p>ご出席のほど、よろしく願いいたします。 それでは、これにて散会いたします。</p> <p>(閉会 午前10時18分)</p>

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和元年6月12日

倉敷市農業委員会

会長職務代理

署名委員

署名委員